

税申告の準備を始めましょう！



申告期間

令和3年2月16日(火)～3月15日(月)

■令和3年度市・県民税申告書の配布対象者

令和2年度市・県民税申告書を提出された人に郵送します。

(次の人には送付されません)

- ①令和3年1月1日現在で19歳未満の人
- ②令和2年度に市・県民税の申告をしたが、給与及び公的年金のみの人で源泉徴収票の内容に相違ない人
- ③前回確定申告をされた人

今回確定申告をされる人及び給与(年末調整済)や公的年金のみの人でほかに申告する事項のない人は、令和3年度市・県民税申告書を提出する必要はありません。

《給与所得者の人へ》

勤務先での年末調整はお済みでしょうか？保険等の控除の漏れや扶養人数に誤りはありませんか？扶養控除は重複して受けることはできません。

たとえば、共働き夫婦で子どもがいる場合、夫・妻それぞれで同じ子どもを扶養としていたり、夫が妻を扶養としているのに、その子どもが母親を扶養しているケースがよくあります。合計所得金額が48万円以下の扶養親族を誰が扶養として申告するのか、家族でよく話し合っておきましょう。

また、勤務先で年末調整がされていない場合、確定申告が必要です。申告により税金が還付されることもありますので、忘れず申告しましょう。

《年金所得者の人へ》

年金から天引きされている介護保険料や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料は、実際に天引きされている人以外には、控除として計上することはできませんのでご注意ください。(天引き分以外については、従来どおりです)

《障がい等の控除について》

ご自身または扶養親族に障がい等がある場合で、お勤めの事業所または年金支払者へ障がい等の申告をされていない人は、確定申告を忘れないようにしてください。(障がい等の控除が漏れることがあります)

なお、障がい等の控除については、源泉徴収票で確認をお願いします。

■大切に保管しておきましょう

確定申告には、提出しなければならない書類がいくつかあります。

申告の時になって慌てることのないよう大切に保管しておいてください。

- マイナンバーカードまたは通知カード
- 給与、公的年金等の源泉徴収票
- 生命保険や個人年金、地震保険の保険料控除証明書
- 住宅ローン残高証明書
- 医療費や医療品等に関する明細書、もしくは領収書
- 寄附先から発行される寄附金受領証明書など
- 配当や保険の一時金・満期返戻金の通知書、その他収支計算の根拠となる領収書など

国税庁では、国税電子申告・納税システム(e-Tax[イータックス])をすすめています

●e-Tax(イータックス)は、こんなところが便利です。

自宅やオフィスからインターネットを利用して、国税に関する申告・申請・届出等ができます。

インターネットバンキングやペイジー(Pay-easy)対応のATMを利用して国税の納付ができます。

(従来通り口座振替での納付も利用できます)

《イータックスホームページ》<http://www.e-tax.nta.go.jp/>

●国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーをご利用ください。

「国税庁ホームページ」の確定申告書等作成コーナーでは、画面の案内に従って金額などを入力するだけで、パソコンやスマートフォンで申告書の作成やe-Taxによる送信(提出)ができます。

※スマートフォンから所得税の申告書を送信するためには、マイナンバーカードとマイナンバーカード対応のスマートフォンが必要です。

《国税庁ホームページ》<https://www.nta.go.jp/>